

令和元年10月17日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会 10月定例総会議事録

1 開催日時 令和元年10月17日(木)午前9時00分から10時00分

2 開催場所 下郷町役場庁舎 3階 「302会議室」

3 出席委員 (10人)

会 長 11番 渡 部 功

会長職務代理者 2番 星 正 喜

委 員 1番 湯 田 吉 春 4番 玉 川 勝 久

5番 大 竹 貫 一 6番 佐 藤 行 正

7番 星 希 8番 渡 部 友 之

9番 渡 部 博 行 10番 佐 藤 輝 男

推 進 委 員 星 新 一 郎 佐 藤 節 雄

4 欠席委員 3番 小 山 常 喜

5 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

6番 佐 藤 行 正 委員

7番 星 希 委員

日程第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第24号 農地の現況確認証明申請について

日程第5 議案第25号 下郷農業振興地域整備計画の変更について

日程第6 議案第26号 営農型発電設備の設置に関する意見照会について

6 農業委員会事務局職員

・ 議案説明のため出席した職員 事務局長 渡 部 浩 市

・ 会議の書記 事務局 五 十 嵐 雛

議長 これより、会議を開きます。

本日の出席委員は、10名であります。事務局報告のとおり、定足数に達しておりますので、令和元年10月定例総会を、開会いたします。

本総会には、5議案、5件を提案いたしますので、委員各位の慎重なる審議をお願いいたします。

それでは会務の報告をおこないます。事務局から報告をさせます。

局長 (会務の報告)

議長 これで会務の報告を終わります。

日程第1、議事録署名委員の指名について、を議題といたします。

議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、6番佐藤行正委員、7番星希委員の両名を指名いたします。

両名には、本定例総会における議事録のご署名をお願いすることといたします。

議長 直ちに、議事に入ります。

日程第2、議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 それでは、1ページをお開きください。

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が、その当事者より下記のとおり提出がありましたので、これを許可するものとする。

令和元年10月17日提出 下郷町農業委員会 会長 渡部 功。

2ページをご覧ください。

譲受人は[]の[]であり、譲渡人は[]の[]です。

申請面積は、田、1筆。畑、2筆。計3筆で、1,672㎡を売買により取得するものです。

申請事由は、譲渡人は所有している農地を譲渡し、譲受人は規模拡大したいので売買により許可申請するものです。

申請地の所在は、[]、田 710㎡、同じく、[]、畑 244㎡、同じく、[]、畑 718㎡でございます。

15ページは、位置図です。

[]の田は、位置図の下側の[]にあります。

[]の畑は、[]の[]にあります。

[]の畑は[]になります。

本議案については、去る１０月９日に、私と玉川勝久農業委員、佐藤節雄最適化推進委員とで、譲受人の■■■■の立会いのもと、現地調査をして参りました。

譲渡人の■■■■につきましては、電話により立会いには行けませんという連絡があり、その際に申請のとおり間違いがないか確認をしております。

譲受人の■■■■は、申請農地をこれまで耕作しており、今回、譲渡人の■■■■が、手放したいとのことで、買い受けるということでありました。

譲受人の■■■■は、機械、労働力、技術、通作距離、などを見ても問題はなく、今回、取得する農地を合わせて、効率的に、常時、耕作を行うと認められ、地元の方でもあり、地域との調和要件を阻害するような問題はなく、農地法第３条第２項各号で規定する不許可の要件には、該当しないと考えております。以上でございます。

議 長 続きまして、地区担当委員より調査結果の説明を求めます。
中山地区担当推進委員の佐藤節雄委員にお願いします。

佐藤節雄 去る、１０月９日に調査をしましたところ、事務局の説明のとおり、相違ござ
推進委員 いませんでしたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これで調査結果の説明を終わります。
只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手を願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第２２号農地法第３条の規定
による許可申請について、を採決いたします。
お諮りします。本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第２２号農地法第３条の規定による許可申請
については、原案のとおり許可と決定いたします。
続きまして、日程第３、議案第２３号農地法第５条の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明を求めます。

局 長 3ページをお開きください。

議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について。

農地法第5条の規定による農地転用が、その当事者より下記の通り提出がありましたので、意見書を付して県知事に進達するものとする。

令和元年10月17日提出 下郷町農業委員会 会長 渡部 功

4ページをお開きください。

本案件は、譲受人が[]の[]と、譲渡人が[]の[]でございます。

所在地が[] 畑 237 m²を一般住宅、駐車場及び通路として、該当地を売買による所有権の移転で取得するための申請です。

申請事由は、現在、町営住宅住まいで、子供も成長し手狭になっているため、土地を取得し、住宅を建築するものであります。

農振農用地区域の除外地でございます。

16ページが位置図で、役場から行きますと[]

[]になります。

17ページが、土地利用計画図になります。

18ページ、19ページが、1階、2階の住宅の平面図で、20ページが立面図になります。以上で説明を終わります。

議 長 続きまして、地区担当委員より調査結果の説明を求めます。中妻地区担当推進委員の星新一郎委員にお願いします。

星新一郎 去る、10月9日に調査をしましたところ、事務局の説明のとおり、相違ございませんでしたので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これで調査結果の説明を終わります。
農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を求めます。

局 長 まず、農地の区分と転用目的につきましては、農振農用地の区域外にある農地であり、おおむね10ha以上の規模の、一団の農地の区域内にある農地である、第1種農地と判断します。

次に、資力及び信用についてですが、必要な資金については、すべて借入で完成させるとのことで、融資の事前審査決定通知も添付されており、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者は、おりません。

許可を受けた後、遅滞なく供することの確実性は、メーカーハウスによる建築によるもので、確実であると考えます。

申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許、許可、認可等はありませんし、農地以外の土地の利用もありません。

申請に係る農地面積が、計画に対しての妥当性については、一般住宅の上限面積の500㎡以下であり、土地利用図から見ても妥当と考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障の有無でありますが、位置的に農地の一団の端に位置し、町道沿いであり、排水は、合併処理槽を設置し、町道の側溝に排水する計画で問題はないと考えます。

法令、条例により義務付けられている行政庁との協議は、該当ありません。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの、事務局説明、現地調査報告、農地法第5条の要件について、質問、意見等ありませんか。発言のある方は挙手をねがいます。

(なしの声)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について、採決いたします。
お諮りします。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり、意見を付して、県知事に進達するものと可決されました。

続きまして、日程第4、議案第24号農地の現況確認証明申請についてを、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 5ページをご覧ください。
議案第24号農地の現況確認証明申請について。
下記農地について、現況が非農地であるため、農地法の適用を受けない土地である旨の申請が、その土地の所有者等よりありましたので、非農地であることを証明するものとする。

令和元年10月17日提出 下郷町農業委員会 会長 渡部 功。

6ページをご覧ください。

申請人は、[]の[]です。

申請地は、[]で、地目が田で、現況が雑種地で、面積が、115㎡で、利用状況が、携帯電話無線基地局敷地になります。

申請事由としましては、当該地は、平成17年5月から携帯電話無線基地局敷地として貸しており、今後、農地として利用する見込みがないためでございます。

21 ページが、[] の位置図で、[] の農地になります。

22 ページが、申請地の写真で、赤線を引いたところが境界になります。

本案につきましては、[] から [] へ土地の売買の申出があり、[] が受諾したということで、春先に相談がありました。追認ではありますが、農地法第5条の農地転用の許可申請を提出するように指導してきました。[] からの許可申請案をもって農林事務所と事前協議をしました結果、県としては、携帯電話基地局部分は、転用許可が不要案件であるということで、基地局部分は除いた申請許可になるということで、そうなりますと、115㎡の一部では、許可になったとしても、所有権の移転登記ができないとのことで、今回の現況確認証明申請となりました。

以上でございます。

議長 続きまして、地区担当委員より調査結果の説明を求めます。
本日、地区担当推進委員の室井勝雄推進委員が都合により欠席であります。
また、担当地区農業委員の小山常喜委員も病気療養中とのことで、替わって職務代理者の星正喜委員が、現地調査を行いましたので、議席番号2番星正喜委員よりお願いします。

2番委員 10月9日に私と会長と白岩地区担当推進委員の室井勝雄委員と事務局長で、土地所有者の[]、[] の[] の立会いのもと現地調査をしました結果、申請のとおり、平成17年5月から[] に貸していましたが、[] より土地の売買の申出をし、[] が買ってもいいということで話がまとまったということでありました。

事務局の説明のとおり農地法第5条の申請では所有権の移転登記が難しいとのことで、現況確認証明申請ということです。

現地は写真のとおり携帯電話無線基地局敷地として利用されておりまして、今後とも農地への復元は見込まれないと判断しましたので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいまの、事務局説明、地区委員の現地調査報告の内容について、質問、意見等ございませんか。
発言のある方は、挙手を願います。

(なしの声)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第24号農地の現況確認証明申請についてを、採決いたします。
お諮りします。
本案を、原案のとおり証明することに、賛成の方は、挙手願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第24号農地の現況確認証明申請については、非農地であることを、証明することに決定いたしました。

続きまして、日程第5、議案第25号下郷農業振興地域整備計画の変更についてを、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 7ページをお開きください。

議案第25号下郷農業振興地域整備計画の変更について、令和元年10月1日付元農第504号で、下郷町長 星 學 より、下郷農業振興地域整備計画の変更計画が提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第3条の2の規定により、下記のとおり意見を述べるものとする。

記としまして、意見の内容 下郷農業振興地域整備計画の変更計画に対し異議ありません。令和元年10月17日提出、下郷町農業委員会 会長 渡部 功。

8ページをお開きください。

携帯電話基地局用地として、田 1,029㎡のうち310㎡を農業振興地域の農用地から除外するものであります。

9ページの、変更理由といたしましては、

まず、整備計画の変更を必要とするに至った経過について、携帯電話の普及に伴い、通話不良区域解消のため携帯電話基地局が必要となり、地域内での調査の結果、最も通話品質の改善が見込まれる用地として本申請地を選定した。

次の土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるかについては、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。

3番の変更後の土地利用計画に対する基本方針については、優良農地を確保・保全し、農業生産の計画目標達成に努力するということです。

10ページをお開きください。

変更箇所の個別検討表になります。

所在が、XXXXXXXXXX、田、1,029㎡のうち310㎡であります。変更の目的及び必要性は、今ほど述べた9ページのとおりですので、省略させていただきます。

23ページが、位置図になります。

XXXXXXXXXXの水田になります。

24ページが求積図になります。25ページが、土地利用計画になります。

申請地が、管理車両の出入りのため農道より一段下がっているということで、スロープをつけ、駐車スペースと転回スペースも確保しなければならないということであります。

本来、携帯電話基地局用地の場合は、携帯電話基地局部分の10㎡くらいの農振地域から除外申請であります。工事用地は農地法第5条の一時転用の申請であります。が、本案は、地形や地盤の調査結果から、基地局の管理用地として、310㎡を転用して、そのまま敷地にしたいということで、除外するものであります。

農振農用地の東端に位置しており、周辺の農地へ支障を及ぼさないと考えます。
以上でございます。

議 長 只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は、挙手を願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第 25 号下郷農業振興地域整備計画の変更について、を採決いたします。
お諮りします。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第 25 号下郷農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程第 6、議案第 26 号営農型発電設備の設置に関する意見照会についてを、議題といたします。

この案件 [REDACTED] に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、審議開始から、終了まで一時退席をお願いいたします。

暫時休議いたします。

(暫時休議)

議 長 再開します。
事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局 長 11 ページをお開きください。
議案第 26 号営農型発電設備の設置に関する意見照会について。
令和元年 10 月 7 日付元農第 485 号で、下郷町長 星 學より、営農型発電設備の設置に関する意見照会が提出されましたので、営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領（平成 30 年 6 月 1 日付け 30 農支第 1044 号福島県農林水産部長通知）第 2 の（4）の規定により、下記のとおり意見を述べるものとする。

記としまして、意見の内容、営農型発電設備の周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる。

令和元年 10 月 17 日提出 下郷町農業委員会 会長 渡部 功。

12ページをお開きください。

令和元年10月1日付けで下郷町長に申請人

と、営農者から営農型発電設備の設置に関する意見書の提出がありました。

また、13ページに、同じく、申請人と、営農者から営農型発電設備の設置に関する意見書の提出がありました。とはであります。

14ページをお開きください。

営農型発電設備に係る転用許可申請フローになります。まず、申請者が、町長に意見の照会を求めます。町長は、土地改良区、農業協同組合、農業委員会から意見を聴くこととなっております。それから、転用許可申請が進められることになります。

土地の所在ですけれども、が、
、畑、1,762㎡と同じく、畑、1,666㎡。そして、
、畑、4,959㎡であります。

設置する理由といたしましては、安定しない農作物の販売収入を売電収入で安定化を図り、農業に専念することで品質の高い農作物を作ることを目指すということであります。

13ページのの土地の所在が、
、原野、3,872㎡でございます。設置する理由は、同じでございます。

26ページ、27ページが、位置図になります。全部で3か所でございます。
28ページ、29ページ、30ページが、土地利用計画図になります。31ページが構造図となります。

営農の概要としましては、太陽光の下部には、ミョウガを栽培する予定でございまして、それ以外には、そばを作付けするとのことでありました。以上でございます。

議長 只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は、挙手をねがいます。本案に対し、ご質疑ございませんか。

4番委員 12ページは、で、13ページは、個人の名前になっていますが、ということなのか。

局長 この案件は、だいぶ前からでできるということで、進めてきたようです。融資の関係で、このような申請になったものと聴いております。

議長 ほかにご質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第26号営農型発電設備の設置に関する意見照会について、を採決いたします。お諮りします。
本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第26号営農型発電設備の設置に関する意見照会については、原案のとおり決定されました。
[REDACTED]の入室を許可いたします。
暫時休議いたします。

(暫時休議)

議長 以上で、本定例総会に、付議されました議事は、全案終了いたしました。
続きまして、当面の会務予定について事務局より説明をお願いいたします。

局長 (会務の予定)

議長 これで会務の予定の説明を終わります。
これをもって本定例会を閉会といたします。

(午前10時00分)

上記のとおり会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

令和元年10月17日

下郷町農業委員会 議長

委員

委員